

全建労発第81号

令和3年3月1日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 奥 村 太 加 典

(公 印 省 略)

公共事業労務費調査（令和2年10月調査）の実施報告について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）より、別添のとおり、標記調査に基づき「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」を決定したこと及び公共工事設計労務単価の意味を十分理解し、適正な取扱いが図られるよう周知依頼がありました。

また、本調査において「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週40時間）以内であることが確認ができない」等雇用管理の不徹底により約3割の調査が棄却されている状況を踏まえ、同省不動産・建設経済局建設市場整備課のHPに令和2年度の公共事業労務費調査の説明資料に調査票記入時における注意するポイントが掲載され、周知が図られたところです。

つきましては、建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握とともに、雇用改善を推進する観点からも、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底について、貴協会会員企業の皆様に対し、併せて周知下さいますようお願い申し上げます。

以 上

担当：労働部 又木